



国空推第 12 号

国空航第 45 号

平成21年4月17日

スカイネットアジア航空株式会社

取締役 福永 勲二 殿

国土交通省航空局

監理部航空安全推進課長

河田 守弘



技術部運航課長

富田 博明



運航乗務員等の不適切な行為について（厳重注意）

貴社からの報告によれば、平成19年9月20日の貴社58便着陸中、運航乗務員の依頼により貴社職員がデジタルカメラによりビデオ撮影を行っていたことが判明した。

当該行為は、航空法第73条の3（安全阻害行為等の禁止等）に違反する行為である。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為が行われたことは誠に遺憾である。

ついては、本事案を真摯に受け止め、その原因及び背景について調査を行うとともに必要な再発防止対策を検討の上、4月24日までに文書にて報告されたい。